証券コード　7058
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都千代田区九段南一丁目６番17号　千代田会館
共栄セキュリティーサービス株式会社
代表取締役社長　　我　妻　文　男

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、**株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用**などの対策をお願い申し上げます。併せて、株主総会会場において安全上の必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　2020年６月26日（金曜日）午前10時(受付開始９時30分)
2. **場　　所**　　東京都千代田区九段北一丁目８番10号
住友不動産九段ビル３階　ベルサール九段
3. **会議の目的事項**

報告事項
1. 第36期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件

以　上

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyoei-ss.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益は高い水準にあることなどから、景気は緩やかに回復いたしました。一方で、通商問題を巡る動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響、また新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響などにより、先行きは不透明な状況が続いております。

警備業界におきましては、近年の放火殺人事件などの凶悪事件等による危機管理意識の高まりを背景に、業界市場５年間(2014～2018年)のCAGR(年平均成長率)は1.4％と、市場規模は緩やかに拡大しております。一方で、警備業における人手不足は深刻であり、採用コストや人件費の増加等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは、ストック型ビジネスとして安定的に収益貢献する「施設警備」が好調に推移しており、受注を着実に積み上げております。また、20カ国・地域(G20)首脳会議関連の臨時警備やラグビー国際大会の臨時警備を実施いたしました。一方で、期末の就業人員数は1,830名(うち年間平均の臨時従業員数1,431名)となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は64億15百万円、営業利益は４億45百万円、経常利益は４億96百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は３億25百万円となりました。

次に、分野別の状況をご報告申し上げます。

当社グループは警備事業の単一セグメントであるため、施設警備等の「施設・巡回警備分野」、交通誘導警備等の「雑踏・交通誘導警備分野」及び「その他の分野」に分類して、ご報告申し上げます。

施設・巡回警備分野

当連結会計年度の施設・巡回警備分野の売上高は、前連結会計年度比6億76百万円(17.6％)増加し45億28百万円となりました。この増加は、主に、新対応領域を含む施設警備の受注が好調に推移したこと、４～６月における20カ国・地域(G20)首脳会議開催に伴う公共交通機関及び関連施設の警備を実施したこと、９～11月におけるラグビー国際大会の臨時警備を実施したことによるものであ

ります。これらの臨時警備は、会場等施設関連の警備として、施設・巡回警備分野に含まれております。

なお、施設警備の受注については、当第３四半期連結会計年度に新規開始した案件が比較的多く、これらの売上高は来期通期で寄与する見込みであります。

雑踏・交通誘導警備分野

当連結会計年度の雑踏・交通誘導警備分野の売上高は、前連結会計年度比37百万円(2.4%)増加し15億95百万円となりました。この増加は、主にハイウェイ・セキュリティーの対応エリアを拡大したことによるものであります。

その他の分野

当連結会計年度のその他の分野の売上高は、前連結会計年度比19百万円(7.2%)増加し2億91百万円となりました。この増加は、マンション代行管理の拡大などによるものであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、社内基幹システムの拡充を行い、14百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第35期 (2019年３月期)	第36期 (2020年３月期)
売上高（百万円）	5,682	6,415
経常利益（百万円）	426	496
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	277	325
１株当たり当期純利益（円）	261.77	216.14
総資産額（百万円）	4,359	4,588
純資産額（百万円）	3,561	3,768
１株当たり純資産（円）	2,364.09	2,501.86

（注） 当社は2018年８月29日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第33期 (2017年３月期)	第34期 (2018年３月期)	第35期 (2019年３月期)	第36期 (2020年３月期)
売上高（百万円）	4,895	4,973	5,228	5,843
経常利益（百万円）	395	376	412	437
当期純利益（百万円）	233	243	271	294
１株当たり当期純利益（円）	224.51	233.98	256.82	195.48
総資産額（百万円）	2,845	2,996	4,269	4,441
純資産額（百万円）	2,117	2,362	3,534	3,710
１株当たり純資産（円）	2,032.17	2,267.55	2,346.12	2,463.24

（注） 当社は2018年８月29日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社道都警備	30,000千円	100.0%	施設警備、交通誘導警備等の警備業務の提供

(4) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

① 案件の受注積み上げによる安定的収益基盤の強化

当社グループは、ビル等に常駐して警備する施設警備を主要な業務としており、これらの契約形態は長期かつ定額のストック型ビジネスであります。当社グループは、これらの契約獲得を積み上げ、安定的な収益基盤による事業規模拡大を目指してまいります。

② 新規エリア進出とM&Aによる事業規模拡大

新規エリア進出については、案件の受注状況による営業所新設及びM&Aによる方法を検討してまいります。また、M&Aについては、既存エリアの充実についても検討してまいります。但し、新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢を鑑み、慎重に検討してまいります。

③ 警備員の採用効率向上

当社グループは、警備員の通年採用を行っております。当社グループは、採用効率向上のため、経済情勢、季節性、地域性等を踏まえ、戦略的に検討してまいります。また、定着率上昇を企図した福利厚生充実に取り組んでまいります。

④ 教育訓練による人的資本の強化

当社グループは、「教育のレベルは、会社のレベル。」という教育スローガンを掲げ、警備員の教育訓練に注力しております。警備品質が向上し高付加価値な警備を提供することにより、当社グループの競争力を強化してまいります。更に、“One Person, One License”をキーワードに警備員の資格取得を推進し、警備品質向上及び有資格警備員たる従業員のモチベーション向上による定着率上昇を両立させてまいります。

⑤　社内基幹システム導入による業務効率向上

社内基幹システムの拡充により、全社的な業務効率の向上に取り組んでまいります。

⑥　法令遵守について

当社グループが主要な事業とする警備業は、警備業法に基づく許認可業であり、警備業法の遵守を徹底してまいります。また、当社グループの事業は労働集約型産業でもあり、労働基準法の遵守についても従来に増して勤務管理を徹底するなど注力してまいります。

⑦　コーポレートガバナンスの充実

当社グループは、社会的責任ある上場会社として、実効性のあるコーポレートガバナンスの一層の充実に取り組んでまいります。

⑧　新型コロナウイルス感染症に対する取り組み

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでおります。警備員は、社会的距離を置くなどの一般的な感染拡大防止策を行うほか、契約先との協議において、完全交替制を実施するなど、万が一感染者が発生した場合にも警備体制が維持できるよう努めております。また、全社的な危機管理体制の見直しを行い、テレワーク及び時差出勤を進めてまいります。

当社グループは、上記課題に取り組み、企業価値向上に努めていくとともに、企業の社会的責任を十分認識し、内部統制システムの運用徹底と管理体制の強化を行い、信頼される企業集団となるべく努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	主な事業内容
警備事業	オフィスビルや商業施設等に常駐して警備する施設警備、雑踏交通誘導警備、ボディーガード、駐車場障害対応、マンション管理業務等の提供

(6) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都千代田区
支社及び営業所	東京都（新宿、池袋、秋葉原）、神奈川県（横浜）、静岡県（三島、浜松）、愛知県（名古屋）、大阪府（大阪）、山梨県（甲府）、宮城県（仙台）、福島県（郡山、白河）

②　子会社

㈱道都警備	北海道（札幌（本社を含む）、旭川、倶知安）

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
399（1,431）名	24名減（196名増）

（注）1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を記載しております。
2. 従業員数には企業集団外への出向者を除き、企業集団外から企業集団への出向者を含んでおります。

②　当社の使用人の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
387（1,262）名	21名減（171名増）	44歳	9　年

（注）1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は（　）内に年間の平均人員を記載しております。
2. 従業員数には、他社への出向者を除き、他社からの出向者を含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数は、正規従業員の平均値で算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年５月14日の取締役会において、セコム株式会社との業務提携及び資本提携を行うことを決議いたしました。内容の詳細につきましては、連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

2. 株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　3,500,000株
(2) 発行済株式の総数　1,506,500株
(3) 株主数　959名
(4) 株主の状況

株主名	持株数	持株比率
合同会社あっとプラニング	650千株	43.15%
マックスコーポレーション株式会社	100千株	6.64%
株式会社ケイ・エス・エス	80千株	5.31%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	73千株	4.86%
我妻紀子	43千株	2.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	41千株	2.75%
合同会社Ｋ－ｍａｃ	34千株	2.26%
我妻文男	32千株	2.12%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	26千株	1.76%
共栄セキュリティーサービス社員持株会	24千株	1.65%

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

発行決議日		2018年９月26日
新株予約権の数		290個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　29,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		払込を要しない
新株予約権の行使価額		新株予約権１個当たり190,000円 （１株当たり1,900円）
新株予約権の行使期間		自　2020年11月１日 至　2028年９月30日
新株予約権の行使の条件		新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他の正当な理由を取締役会で認めた場合はこの限りではない。また、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　290個 目的となる株式数　29,000株 保有者数　３名
	社外取締役	新株予約権の数　－ 個 目的となる株式数　－ 株 保有者数　－ 名
	監査役	新株予約権の数　－ 個 目的となる株式数　－ 株 保有者数　－ 名

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	我妻文男		㈱道都警備取締役
専務取締役	我妻和文		㈱CSPパーキングサポート専務取締役
常務取締役	阿部克巳	管理本部長	
取締役	芹澤成美	業務本部長	㈱道都警備取締役
取締役	大亀北斗	業務本部副本部長	
取締役	佐藤貞治		㈱道都警備代表取締役
取締役	河近芳昭		㈱ユアーズブレーン東京代表取締役 ㈱道都警備取締役
常勤監査役	伊藤芳雄		㈱道都警備監査役
監査役	大和田好博		
監査役	吉田　愛		

（注）1. 取締役河近芳昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊藤芳雄氏及び吉田愛氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役河近芳昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 監査役伊藤芳雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役吉田愛氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2020年３月31日をもって、取締役（業務本部長）芹澤成美氏及び取締役（業務本部副本部長）大亀北斗氏は、辞任により退任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度といたします。

(3) 当該事業年度における取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役	6名	112,500千円
(うち社外取締役)	1名	4,800千円
監査役	4名	8,400千円
(うち社外監査役)	3名	7,200千円
合計	10名	120,900千円
(うち社外役員)	4名	12,000千円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年９月30日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2016年９月30日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役には、2020年３月31日をもって辞任した２名の取締役を含んでおります。現在、取締役は５名となっております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・取締役河近芳昭氏の兼職先である㈱ユアーズブレーン東京と当社の間に重要な取引はありません。また、㈱道都警備は当社の連結子会社であります。

・監査役伊藤芳雄氏の兼職先である㈱道都警備は当社の連結子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	河近芳昭	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的知見を活かし、社外取締役として客観的立場から経営に対する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。
監査役	伊藤芳雄	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回、また、当事業年度に開催された監査役会には、12回中12回出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った専門的知見を活かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。
監査役	吉田　愛	当事業年度に開催された取締役会には、16回中13回、また、当事業年度に開催された監査役会には、12回中９回出席し、主に弁護士としての専門的な専門的知見から経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っております。なお、昨年６月27日開催の定時株主総会で監査役に就任しており、就任後に開催した取締役会には13回中13回出席、監査役会には９回中９回出席しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、その会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制の整備を図るため、「内部統制システムに関する基本方針」を決議いたしております。その内容の概要は以下のとおりであります。

１．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識の上で、当社及び子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業

活動を実践するために「グループ社員行動規範」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。

(2) 取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、重要事項を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督する。

(3) 内部通報規程に基づき、社員等からの法令違反行為の情報提供を受けるとともに、社内及び社外相談窓口を設けてコンプライアンス体制の強化・充実を図る。

(4) 代表取締役社長直轄である内部監査室は、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指導を行う。

(5) 財務報告の信頼性確保のために、内部統制システムの整備・改善を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。

(6) 当社は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 企業秘密及び個人情報等を管理するため「機密事項管理規程」、「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ基本規程」を定め、適正な取扱いを行う。また、社内外を問わず業務上重要な情報を保存及び管理するため「文書管理規程」を定める。

(2) 取締役会その他重要会議の意思決定、業務執行及び監督の行為に係る記録についても、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存管理する。取締役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社及び子会社において、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要なリスクの認識リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。

(2) 当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」において、各種リスク管理の方針に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は、取締役会において報告を行う。

4．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、毎月１回行われる定時取締役会において重要事項を決定し、取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

(2) 取締役会は、取締役会規則ならびに職務権限規程を制定し、取締役会決裁、社長決裁等の決裁権限を明確に定める。

(3) 取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長及びその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。

(4) 当社は事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各本部及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

(5) 管理本部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。

(6) 内部監査室は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

5．当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)「関係会社管理規程」等に基づき、子会社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。

(2) 子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。

(3) 子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り親子会社間での適正な取引に努める。

(4) 当社の内部監査室は、子会社の内部監査を定期的に行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、使用人の中から監査役補助者を任命する。

(2) 監査役補助者は、監査役の専任とし、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役以外の指揮命令は受けない。

(3) 監査役補助者の異動、人事評価及び懲戒等に関する決定は監査役の同意を要する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。

(2) 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役および使用人に該当書類の提示や説明を求めることができる。

(3) 取締役は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実及び業績に影響を与える重要な事項を発見した場合、直ちに監査役に報告する。

(4) 監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めた場合、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(5) 内部監査室は、定期的に監査役に対する報告会を実施し、当社における監査計画、結果及びリスク管理状況等の現状を報告する。

(6) 当社グループは、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に不利な取り扱いを行うことを禁止する。

8．監査役の職務執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。

(2) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携を保ちつつ、監査役監査の実効性確保を図る。

(3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、経営理念である「『誠実』かつ『確実』」を基本として、社会の安全に寄与することを事業としており、その社会的責任と使命を深く認識し、全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業であり続けるために、法令遵守のもと、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。こうした方針のもと、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守し、倫理的に事業活動を行うことに取り組んでおります。当社の「グループ社員行動規範」は、重要なテーマやリスクに関する核となる価値観や基本方針を定めており、当社の役員・管理職は、自ら範を示し、この取り組みを実行しております。当社は、役職員が企業倫理に関する懸念を抱いた場合にはこれを報告し、また、どのように行動することが最善かを確認することを奨励するとともに、誠意をもって不正行為を報告した役職員に不利益な取扱いや嫌がらせ等がなされることのないよう保護することを「内部通報規程」により明文化し、通報者保護に努めております。当社には、「内部通報制度」をはじめとする、企業倫理に関する質問や問題を役職員から随時受け付けている報告・相談窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令系統から独立して運営されております。内部通報制度の受付窓口は、専門の第三者機関が運営しており、社外弁護士が対応にあたっております。通報案件は内密に処理され、匿名で通報することができます。

さらに、本社および全支社・営業所、連結子会社を対象とした内部監査の実施、財務報告に係る内部統制の評価活動等を通じ、問題点の早期発見ならびに是正を行っております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要会議の議事録・会議資料等、取締役の職務の遂行に係る文書、その他の情報の保存・管理に係る事項については内部規則として明文化し、その周知徹底に努めており、その他の情報についても、法令及び当社の内部規則に従い適切に保存及び管理しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の本社および全支社・営業所、連結子会社は、それぞれの担当領域において定期的にビジネスリスクを検討・評価し、リスクの積極的な予見・適切な評価・回避・軽減等に取り組んでおります。当社の取締役は、自己の担当領域において、当社に損失を与えうるリスクを管理するために必要な体制の整備・運用を推進しております。

また、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期に１回以上開催しております。

4．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役１名を含む５名の取締役で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席し、「取締役会規則」に従い原則として月１回開催され、経営上の重要な意思決定及び職務執行の適切な監視を行っております。

また、経営に関する迅速かつ効率的な意思決定を可能にすべく、それぞれの意思決定に係る権限と責任範囲を明確化した「職務権限規程」、その他の内部規則を明文化し、その周知徹底に努めております。

これらの社内規定については事業環境や経営体制等を踏まえ、適宜見直しを実施しております。

5．当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を制定し、管理本部において、子会社から職務執行に係る事項および損失の危険に係る重要な情報の報告を適時受けるとともに、子会社からは業況の報告を毎月受け、経営計画等の進捗管理を行っております。

また、当社は子会社と連携して内部通報制度を適用し、グループにおけるコンプライアンス体制の強化に取り組むとともに、「反社会的勢力対応規程」の制定などにより、反社会的勢力の排除に努めております。また、当社の内部監査部門は、連結子会社に対して査察し指導しております。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」を制定し、監査役監査の実効性を確保するための体制として、監査役の職務を補助するための使用人の配属と人選、取締役からの独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項について定めております。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、取締役及び社員等から職務の執行状況等に関して、監査役（会）に定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項については、随時速やかに報告を行っております。

また、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けた事例はありません。

8．監査役の職務執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役（会）の職務の執行について生じる費用については、遅滞無く処理されております。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席し、経営執行状況の適切な監視を行うとともに、取締役及び使用人から業務に関する重要事項の報告、内部監査部門から監査状況に関する報告、内部通報の窓口部署から重要な内部通報に関する報告等を受け、職務の執行状況を監視しております。監査役へ報告を行った当社の取締役、使用人及び子会社の取締役等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行ったことはありません。

監査役は、支社・営業所および子会社への往査を定期的に実施するとともに、代表取締役ならびに社外取締役との意見交換を実施しております。また、会計監査人との意見交換会を定期的に開催し、監査上の問題について意見交換を行っております。

10．当社は、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力管理細則」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

反社会的勢力との関係排除に向けた社内体制の整備状況は以下の通りです。

a. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応その他反社会的勢力への対応を総括する部門を経営企画部と定め、経営企画部長をこれらの対応を統括する責任者と定めております。

b. 反社会的勢力の排除に向けて、警察等関係機関とも連携してこれに対応するため、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加入し、定期的な研修会への参加や問合せ等を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。
c. 日経テレコン等のデータベースを利用し、取引先について反社会的勢力との関係について事前に確認を行うとともに、社員については入社時の面接及び毎期実施している上長との面談において、警備業法上の欠格事由等について確認しております。
d. 取引先との間で締結する契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を設けております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	3,445,247	【流動負債】	783,384
現金及び預金	2,707,743	支払手形及び買掛金	21,622
受取手形及び売掛金	670,025	未払金	575,349
貯蔵品	10,661	リース債務	4,017
その他	57,173	未払法人税等	119,921
貸倒引当金	△357	その他	62,473
【固定資産】	1,142,958		
有形固定資産	283,633	【固定負債】	36,031
建物及び構築物	84,134	リース債務	989
機械装置及び運搬具	22,979	資産除去債務	14,060
土地	216,077	その他	20,980
その他	26,473		
減価償却累計額	△66,031		
無形固定資産	39,223	負債合計	819,416
のれん	12,696		
リース資産	4,636	(純資産の部)	
その他	21,890	【株主資本】	3,766,195
投資その他の資産	820,101	資本金	498,707
投資有価証券	57,476	資本剰余金	549,951
長期貸付金	3,556	利益剰余金	2,718,007
繰延税金資産	24,582	自己株式	△469
投資不動産	575,115		
減価償却累計額	△35,708	【その他の包括利益累計額】	2,594
投資不動産(純額)	539,406	その他有価証券評価差額金	2,594
保険積立金	115,950		
その他	79,128	純資産合計	3,768,789
資産合計	4,588,206	負債・純資産合計	4,588,206

連結損益計算書

（自2019年４月１日　至2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,415,809**
売上原価		**4,763,980**
売上総利益		**1,651,829**
販売費及び一般管理費		**1,206,128**
営業利益		**445,700**
営業外収益		
受取利息	124	
受取配当金	447	
受取地代家賃	46,792	
保険解約返戻金	22,284	
持分法による投資利益	201	
その他	1,767	71,618
営業外費用		
支払利息	252	
賃貸収入原価	20,429	
その他	2	20,684
経常利益		**496,634**
特別損失		
固定資産除却損	2,610	2,610
税金等調整前当期純利益		**494,023**
法人税、住民税及び事業税	167,058	
法人税等調整額	1,367	168,426
当期純利益		**325,596**
親会社株主に帰属する当期純利益		**325,596**

連結株主資本等変動計算書

（自2019年４月１日　至2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日残高	498,707	549,951	2,505,397	－	3,554,055
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△112,987	－	△112,987
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	325,596	－	325,596
自己株式の取得	－	－	－	△469	△469
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	212,609	△469	212,139
2020年３月31日残高	498,707	549,951	2,718,007	△469	3,766,195

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2019年４月１日残高	7,452	7,452	3,561,507
当連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△112,987
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	325,596
自己株式の取得	－	－	△469
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△4,857	△4,857	△4,857
当連結会計年度中の変動額合計	△4,857	△4,857	207,281
2020年３月31日残高	2,594	2,594	3,768,789

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　株式会社道都警備

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数　　１社

会社等の名称　　株式会社ＣＳＰパーキングサポート

② 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　３～39年

機械装置及び運搬具　２～９年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資その他の資産

投資不動産については定額法を採用しております。

建物及び構築物　　15年～43年

③ 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、その効果の発現する期間(５年)にわたり、定額法により償却しております。
④ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式　　1,506,500株

(2) 配当に関する事項
① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当金	基準日	効力発生日
2019年６月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	112,987千円	75円	2019年３月31日	2019年６月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当金	基準日	効力発生日
2020年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	112,979千円	75円	2020年３月31日	2020年６月29日

3. 金融商品に関する注記
(1) 金融商品の状況に関する事項
① 金融商品に対する取組方針
当社グループは、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。
② 金融商品の内容及びリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金と未払金は、半年以内の支払期日となっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等により回収不能となるリスクの早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握しており、その資金運用管理状況を定期的に関係責任者へ報告しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ニ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,707,743	2,707,743	―
(2) 受取手形及び売掛金	670,025	670,025	―
(3) 投資有価証券	24,083	24,083	―
資産計	3,401,852	3,401,852	―
(1) 支払手形及び買掛金	21,622	21,622	―
(2) 未払金	575,349	575,349	―
(3) 未払法人税等	119,921	119,921	―
負債計	716,893	716,893	―

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金　(2) 未払金　(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2020年３月31日)
関係会社株式	33,393

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

4. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は東京都その他の地域において、賃貸用の物件を有しております。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
539,406	646,000

(注) 1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいて自社で算定した結果(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

5. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　2,501円86銭

１株当たり当期純利益　　216円14銭

6. 重要な後発事象に関する注記

（業務・資本提携の契約締結）

当社は、2020年５月14日開催の取締役会において、セコム株式会社（以下「セコム社」）との間で、業務・資本提携を行うことについて決議し、同日付で業務提携契約を締結しました。また、セコム社は、当社普通株式45,000株（発行済株式総数の2.99％）を2020年５月15日付で取得しております。

(1)本業務・資本提携の理由

当社は、ビルなどに常駐し警備を行う施設警備を主力として、雑踏・交通誘導警備やボディーガードなど顧客の「ラストワンマイル」に寄り添った人的警備を展開しております。これからも、防犯・防災意識の高まりから増加している「安全・安心」のニーズに、誠実かつ確実にお応えしていくことで、人的警備事業の成長・規模拡大を図り、企業価値向上を目指しております。

このたび、当社とセコム社は、両社事業の発展のため更なるシナジーを発揮することを目的として、お互いの強みやノウハウを活かした業務提携を行うこととしました。当社とセコム社は、これまでもセコム社の警備業務の一部を当社が受託するなどの協力関係があり、お互いのビジネスの理解と尊重に基づいた信頼関係を築いております。

当社は、今回の本業務・資本提携を機に、より一層の警備業務品質の向上・効率化に取り組み、人的警備分野での更なる地位の向上を目指し、社会の「安全・安心」のために貢献してまいる所存でございます。

なお、本業務・資本提携は、両社がそれぞれ協業する他のパートナーとの関係に何ら影響を与えるものではありません。

(2)本業務・資本提携の内容等

①業務提携の内容

当社とセコム社との間で、両社事業の発展のため更なるシナジーを発揮することを目的として、セコム社が有するセキュリティシステム及びノウハウ・技術開発力と、当社が有する誠実かつ確実な人的警備を連携させることにより、お客様にとって最適な警備サービスを提供するとともに、当社の業務品質向上・業務効率化を進めてまいります。

②資本提携の内容

セコム社は、当社普通株式45,000株（発行済株式総数の2.99％）を2020年5月15日付で取得しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	**3,312,881**	**【流動負債】**	**696,699**
現金及び預金	2,645,561	買掛金	19,240
売掛金	610,860	リース債務	4,017
貯蔵品	9,969	未払金	523,491
前払費用	31,562	未払費用	41,896
その他	14,927	未払法人税等	93,106
【固定資産】	**1,128,135**	預り金	10,268
有形固定資産	**244,047**	前受収益	3,605
建物	72,728	その他	1,071
機械及び装置	5,416		
車両運搬具	12,986	**【固定負債】**	**33,714**
工具、器具備品	25,585	リース債務	989
土地	183,559	資産除去債務	11,743
減価償却累計額	△56,230	その他	20,980
無形固定資産	**25,645**	**負債合計**	**730,413**
商標権	860		
ソフトウェア	19,643	(純資産の部)	
リース資産	4,636	**【株主資本】**	**3,708,009**
その他	505	**資本金**	**498,707**
投資その他の資産	**858,442**	**資本剰余金**	**549,951**
投資有価証券	24,083	資本準備金	468,707
関係会社株式	71,500	その他資本剰余金	81,244
出資金	50	**利益剰余金**	**2,659,821**
従業員に対する長期貸付金	2,893	利益準備金	12,500
関係会社長期貸付金	6,169	その他利益剰余金	2,647,321
繰延税金資産	22,591	別途積立金	1,540,000
投資不動産	575,115	繰越利益剰余金	1,107,321
減価償却累計額	△35,708	**自己株式**	△469
投資不動産(純額)	539,406	**【評価・換算差額等】**	**2,594**
保険積立金	115,950	その他有価証券評価差額金	2,594
その他	75,797	**純資産合計**	**3,710,604**
資産合計	**4,441,017**	**負債・純資産合計**	**4,441,017**

損　益　計　算　書

（自2019年４月１日　至2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,843,212**
売上原価		**4,398,266**
売上総利益		**1,444,945**
販売費及び一般管理費		**1,058,374**
営業利益		**386,571**
営業外収益		
受取利息	488	
受取配当金	447	
受取地代家賃	46,792	
保険解約返戻金	22,284	
その他	1,458	71,471
営業外費用		
支払利息	252	
賃貸収入原価	20,429	
その他	2	20,684
経常利益		**437,357**
特別損失		
固定資産除却損	2,564	2,564
税引前当期純利益		**434,793**
法人税、住民税及び事業税	137,402	
法人税等調整額	2,906	140,309
当期純利益		**294,483**

株主資本等変動計算書

（自2019年４月１日　至2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2019年４月１日残高	498,707	468,707	81,244	549,951	12,500
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－
2020年３月31日残高	498,707	468,707	81,244	549,951	12,500

（単位：千円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年４月１日残高	1,540,000	925,824	2,478,324	－	3,526,983
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	△112,987	△112,987	－	△112,987
当期純利益	－	294,483	294,483	－	294,483
自己株式の取得	－	－	－	△469	△469
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	181,496	181,496	△469	181,026
2020年３月31日残高	1,540,000	1,107,321	2,659,821	△469	3,708,009

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年４月１日残高	7,452	7,452	3,534,435
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△112,987
当期純利益	－	－	294,483
自己株式の取得	－	－	△469
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△4,857	△4,857	△4,857
事業年度中の変動額合計	△4,857	△4,857	176,168
2020年３月31日残高	2,594	2,594	3,710,604

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～39年
機械及び装置	９年
車両運搬具	５年～６年
工具、器具及び備品	３年～17年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資その他の資産

投資不動産については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　15～43年

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	287千円
関係会社に対する短期金銭債務	14,242千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	6,340千円
営業費用（支出分）	130,747千円
営業取引以外の取引（収入分）	3,004千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式数の数

普通株式　107株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	10,350千円
未払事業所税	1,475千円
長期未払金	5,355千円
資産除去債務	3,189千円
敷金償却費	2,741千円
会員権評価損	1,091千円
その他	2,183千円
繰延税金資産合計	26,387千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,145千円
資産除去債務に対応する除去費用	2,651千円
繰延税金負債合計	3,796千円
繰延税金資産純額	22,591千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器、車両運搬具の一部については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

種　　類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　　目	期末残高（千円）
子会社	㈱道都警備	直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	貸付金の回収 (注)	57,000	関係会社長期貸付金	6,169

(注)資金の貸付にあたっては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　2,463円24銭
１株当たり当期純利益　　195円48銭

9. 重要な後発事象に関する注記

（業務・資本提携の契約締結）

当社は、2020年５月14日開催の取締役会において、セコム株式会社（以下「セコム社」）との間で、業務・資本提携を行うことについて決議し、同日付で業務提携契約を締結いたしました。また、セコム社は、当社普通株式45,000株(発行済株式総数の2.99%)を2020年５月15日付で取得いたしました。

(1)本業務・資本提携の理由

当社は、ビルなどに常駐し警備を行う施設警備を主力として、雑踏・交通誘導警備やボディーガードなど顧客の「ラストワンマイル」に寄り添った人的警備を展開しております。これからも、防犯・防災意識の高まりから増加している「安全・安心」のニーズに、誠実かつ確実にお応えしていくことで、人的警備事業の成長・規模拡大を図り、企業価値向上を目指してまいります。

このたび、当社とセコム社は、両社事業の発展のため更なるシナジーを発揮することを目的として、お互いの強みやノウハウを活かした業務提携を行うことといたしました。当社とセコム社は、これまでもセコム社の警備業務の一部を当社が受託するなどの協力関係があり、お互いのビジネスの理解と尊重に基づいた信頼関係を築いております。

当社は、今回の本業務・資本提携を機に、より一層の警備業務品質の向上・効率化に取り組み、人的警備分野での更なる地位の向上を目指し、社会の「安全・安心」のために貢献してまいる所存であります。

なお、本業務・資本提携は、両社がそれぞれ協業する他のパートナーとの関係に何ら影響を与えるものではありません。

(2)本業務・資本提携の内容等

①業務提携の内容

当社とセコム社との間で、両社事業の発展のため更なるシナジーを発揮することを目的として、セコム社が有するセキュリティシステム及びノウハウ・技術開発力と、当社が有する誠実かつ確実な人的警備を連携させることにより、お客様にとって最適な警備サービスを提供するとともに、当社の業務品質向上・業務効率化を進めてまいります。

②資本提携の内容

セコム社は、当社普通株式45,000株(発行済株式総数の2.99%)を2020年5月15日付で取得いたしました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

共栄セキュリティーサービス株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋田 秀樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大兼 宏章	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、共栄セキュリティーサービス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共栄セキュリティーサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

共栄セキュリティーサービス株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋田 秀樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大兼 宏章	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、共栄セキュリティーサービス株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2019年４月1日から2020年３月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月25日

共栄セキュリティーサービス株式会社　監査役会

常勤監査役　伊藤芳雄　㊞
監査役　大和田好博　㊞
監査役　吉田　愛　㊞

(注)監査役伊藤芳雄氏および吉田愛氏は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への安定的利益還元を経営の重要課題と位置づけており、業績、配当性向、内部留保の充実と財務体質の強化等を総合的に勘案して、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき、金75円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は112,979,475円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月29日

第２号議案　取締役５名選任の件

当社の取締役は、2018年11月12日開催の当社臨時株主総会において選任いただいた６名及び2019年６月27日開催の当社定時株主総会において選任いただいた１名の計７名のうち、芹澤成美、大亀北斗の２氏は2020年３月31日付けで辞任し、他の５名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を２名減員し、５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 我妻文男（あづまふみお） （1958年10月20日生）	1982年４月　共栄警備保障㈱入社 1985年５月　当社設立代表取締役 2012年６月　当社代表取締役会長 2016年９月　㈱道都警備取締役（現任） 2017年６月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社道都警備取締役	32,000株
【取締役候補者とした理由】 我妻文男氏は、当社の創業者であり、経営者として経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、経営の中枢において強力なリーダーシップを存分に発揮し、グループの中長期の成長戦略の実現に向けて取り組んでおりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。			
2	再任 我妻和文（あづまかずふみ） （1962年４月29日生）	1986年４月　三好緑化土木㈲入社 1993年４月　当社入社 1998年７月　当社取締役 2012年６月　当社代表取締役社長 2016年１月　当社取締役社長 2016年10月　㈱CSPパーキングサポート専務取締役（現任） 2017年６月　当社専務取締役 2020年５月　当社専務取締役営業部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社CSPパーキングサポート専務取締役	0株
【取締役候補者とした理由】 我妻和文氏は、当社において豊富な職務経験を有しており、現在は営業部長として当社の競争力向上と取引規模拡大に貢献しており、企業推進力を生み出す能力を有しておりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	再任 阿部克巳（あべかつみ） （1972年10月６日生）	1997年10月　中央監査法人入所 2006年７月　阿部克巳公認会計士事務所開業 2009年６月　フェニックス監査法人代表社員 2011年３月　㈱ダイヤモンドダイニング（現㈱DDホールディングス）入社 2011年５月　同社取締役管理本部長 2017年２月　当社入社 2017年３月　当社取締役管理本部長 2017年６月　当社常務取締役管理本部長 2020年５月　当社常務取締役財務経理部長（現任）	23,000株
【取締役候補者とした理由】 阿部克巳氏は、公認会計士であり、当社の財務経理部長として、中長期的な成長戦略を推進するためのグループの経営戦略や財務、資本政策、ステークホルダーに対する広報ＩＲ活動等に関与しているほか、経営管理やコーポレートガバナンスに対する幅広い知見を有しておりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。			
4	再任 佐藤貞治（さとうさだはる） （1967年７月８日生）	1996年５月　当社入社 2015年５月　当社東北本部長 2016年６月　㈱道都警備代表取締役（現任） 2019年６月　当社取締役 2020年５月　当社取締役業務部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社道都警備代表取締役	0株
【取締役候補者とした理由】 佐藤貞治氏は、現在は業務部長並びに連結子会社である㈱道都警備代表取締役であり、当社において豊富な職務経験を有しており、警備事業全般に亘る豊富な経験・知見を有しておりますので、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	再任 社外取締役 河近芳昭（かわちかよしあき） （1967年12月８日生）	1990年４月　新日本証券㈱（現みずほ証券㈱）入社 1996年８月　㈱ユアーズブレーン・齋藤税理士事務所入所 2000年10月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年７月　河近公認会計士事務所開業 ㈱ユアーズブレーン東京設立代表取締役（現任） 2016年９月　当社社外取締役（現任） 2017年２月　㈱道都警備取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社道都警備取締役 株式会社ユアーズブレーン東京代表取締役	0株

【社外取締役候補者とした理由】
河近芳昭氏は、2016年から社外取締役を務めており、公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する高い知見を有しており、執行を行う経営陣から独立した客観的視点から経営に対する提言をいただくうえで適切な人材と判断し、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）1. 我妻和文氏は代表取締役社長我妻文男氏の三親等以内の親族であります。
2. 河近芳昭氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社と社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、河近芳昭氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となっております。同氏の取締役選任につき、ご承認いただいた場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、河近芳昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。同氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 河近芳昭氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年９ヶ月となります。
6. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

第36期定時株主総会会場ご案内図

会　場：東京都千代田区九段北一丁目８番10号
　　住友不動産九段ビル３階　ベルサール九段



交通のご案内

「九段下」駅

半蔵門線 都営新宿線	5	出口より徒歩５分
東西線	7	出口より徒歩３分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
※マスク・消毒液のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。